

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 4 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

婦人相談所一時保護所等への避難事例における
特別定額給付金関係事務処理について

今般、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和 2 年 4 月 22 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡。以下「4 月 22 日付け事務連絡」という。）を発出し、これにより、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）についての特別定額給付金関係事務処理を示したところです。

この点、親族（配偶者を除く。以下同じ。）からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設に入所し、当該親族と生計を別に行っている入所者については、当該入所者の暴力被害の加害者である親族が、当該入所者が属する世帯の世帯主である場合には、配偶者からの暴力を理由とした避難事例と同様の事情にあるものと判断されることに鑑み、当該入所者に係る特別定額給付金関係事務処理については、下記のとおりとしますので、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の世帯主が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者に係る特別定額給付金については、当該入所者が、婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書の発行を受け、その旨を申し出た場合は、申出日時点で当該入所者が居住する市町村（特別区を含む。）から支給することとし、その事務処理の流れは、4 月 22 日付け事務連絡の規定によることとする。